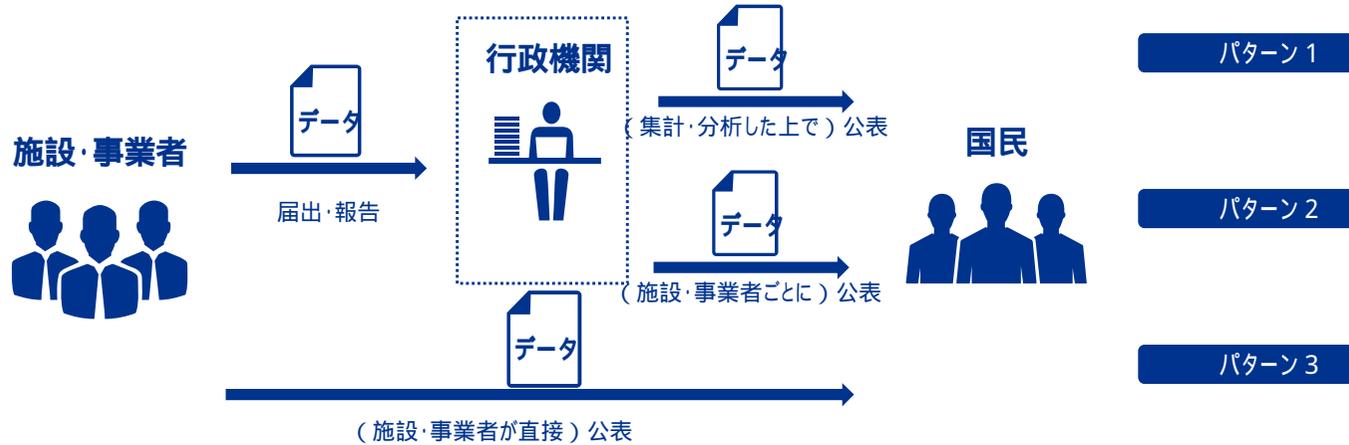


公表の方法（1/2）

- 公表の方法は、「公表される情報の粒度」と「行政機関の関与」の組み合わせにより、以下の3パターンに大別できる。
- 情報の信頼性や事業者の負担に配慮しつつ情報公表の充実を図る観点から、パターン1とパターン2の併用が効果的と考えられる。



	パターン1	パターン2	パターン3
公表される情報の粒度	事業者からの届出・報告内容を集約した情報	個々の施設又は事業所の情報	個々の施設又は事業所の情報
行政機関の関与	あり	あり	なし
特徴・留意点	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関によるデータの適切な解釈と加工により、情報利用者に誤解が生じづらい形での情報提供が可能となる。 個々の施設・事業者の情報に対するニーズが充足されない。 報告内容の確認に加え、情報の集約作業が生じるため、行政機関における事務負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 個々の施設・事業者の情報に対するニーズが充足される。 情報利用者が自身のニーズに合った比較・分析を行うことができる。 事業者形態、施設形態等の差異が適切に解釈されず情報利用者に誤解が生じる可能性がある。 特に小規模事業者において個人情報を類推できる情報が公表される可能性がある。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関に情報が蓄積されるため、データベース化が容易となる。 行政機関の関与により、情報の信頼性が一定程度担保される。 プラットフォーム整備に係るコストが行政機関に生じる 	<ul style="list-style-type: none"> 説明責任を事業者自らが果たすことにより、ステークホルダーとの信頼関係がより強化される。 第三者による確認がなされないため、情報の信頼性が担保されない可能性がある。 HP等の公表プラットフォームを事業者が独自に整備する必要があるため、事業者のコスト負担が大きい。 	
制度の例示	医療・介護分野で新たに構築される経営情報のデータベース	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ） 介護サービス情報公表システム 東京都の財務情報・モデル賃金の公表 	各施設・事業者の独自の情報公開、IR活動

公表の方法（2/2）

「事業者の利益保護」、「情報利用者にとっての情報価値」の双方を考慮し、より効果的な公表方法を検討する必要がある。

